

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」

ホームヘルパーステーション 鹿屋長寿園

重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆ 目 次 ◆◇

1. 事業所経営法人	1
2. 事業の目的と運営方針	1
3. 事業者の内容	1
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	2
5. サービス利用に関する留意事項	3
6. 苦情の受け付けについて	4
7. サービス実施記録について	5
8. 契約の終了	5
9. 感染症等発生時及び非常災害時の対応	6
10. 緊急時の対応	6
11. 事故発生時の対応	6
12. 守秘義務に関する対策	6
13. 虐待の防止について	6
14. 身体的拘束の禁止	7
15. 協力医療機関等	7
16. 損害賠償について	7
17. 加算料金について	7
18. 合鍵の管理方法等について	9
19. 生産性向上の取り組みについて	9

1. 事業所経営法人

法人名	社会福祉法人 恵仁会
法人所在地	鹿児島県鹿屋市下祓川町1800番地
電話番号	0994-43-2546
ファクス番号	0994-43-2937
代表者氏名	池田 志保子
設立年月日	昭和44年 1月14日
ホームページアドレス	http://www.kanoya-choujuen.jp

2. 事業の目的と運営方針

居宅要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事を目的とします。

- (1) 要介護状態にある方に対し、適正な訪問介護を提供することにより要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
- (2) 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 事業者の内容

(1) 事業所の概要

事業所名	ホームヘルパーステーション 鹿屋長寿園
指定番号	4690300266
所在地	鹿児島県鹿屋市笠之原町45番52-3号
管理者の氏名	上園 健二
電話番号	0994-41-3880
FAX番号	0994-41-3881

サービスを提供する地域 通常の実施地域は、鹿屋市とする。但し、他市町村との協議の結果を受け、必要とみられる場合、管理者の判断によって鹿屋市以外の地域も対象とする。

(2) 事業所の従業者体制

従業者の配置について

管理者	:	1名	常勤(オペレーター、訪問介護員兼務)
オペレーター	:	1名以上	常勤(訪問介護員兼務)
計画作成責任者	:	1名以上	常勤(オペレーター、訪問介護員兼務)
随時訪問介護員	:	1名以上	常勤(オペレーター兼務)
定期訪問介護員	:	必要数	

(3) 営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) オペレーションセンターサービス

あらかじめ利用者の心身の状況、環境等を把握したうえで、随時、利用者又はその家族からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う。緊急の通報を受けて適切な対応を取ります。

(2) 定期巡回サービス

利用者の尊厳を保ち、可能な限り在宅での生活を送ることが出来るよう、居宅サービス計画に沿って、定期的にサービスを提供します。入浴、排泄、食事の介護や日常生活上の援助を行います。

(3) 随時対応サービス

利用者に対し、24時間対応可能な窓口を設置し、当該窓口利用者からの電話回線その他の通信装置等による連絡又は通報を受け、内容に応じて相談や訪問等の対応をいたします。

*通報が複数重なる場合は、内容の緊急性で優先順位を決めて対応します。あらかじめご了承ください。

(4) その他のサービス

居宅介護支援事業者及び他の介護サービス事業者などへの連絡、調整を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画書の作成。

必要に応じて、サービス内容の変更を柔軟に行います。

利用料金について

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護料（介護保険給付サービス利用者負担金）は

介護度により異なります。以下は1か月あたりの自己負担額です。通所介護を利用される方には、下表に表示されている減算があります。

	区分支給限度額	包括報酬	通所系減算額
要介護 1	16692単位	5,446円	-62円
要介護 2	19616単位	9,720円	-111円
要介護 3	26931単位	16,140円	-184円
要介護 4	30806単位	20,417円	-233円
要介護 5	36065単位	24,692円	-281円

※ 上記料金は、1割の負担額となっています。（※ 介護保険負担割合証記載の負担額）

(2) 月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合日割り日額を乗じた利用料となります。

※ 入院に関しては、月途中から入院された場合、又は退院された場合は下表参照

1～14日以内の入院	包括報酬請求（月額全額）
15日以上入院	利用分の日額計算（日割り日額）
医療保険の訪問看護の給付対象となる月	利用分の日額計算（日割り日額）

※ 入院された場合にはご利用者様または、そのご家族様へ、ご契約継続の意思確認を行います。
 契約終了を希望された場合には、日割り計算をさせていただきます。
 契約継続の場合は包括報酬が適用されますので、その旨ご理解ください。
 また2か月を超える長期入院の場合には、『8. 契約の終了』の通り契約の終了となります。

(3) 事業所と同一建物等居住者へのサービス提供する場合の報酬

- ① 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（※養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）に居住する利用者に対しサービス提供する場合
- ② 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物（※）のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合

①に対する減算	－600円 /月
②に対する減算	－900円 /月

(4) ケアコール機は事業所から貸し出します。通信にかかる通信料（電話代）は、利用者負担となります。ペンダント式のコール機は、ボタン電池で起動していますので、定期的に確認を行います。

(5) ケアコール端末機の故障・紛失・水没

ケアコール端末機の故障・紛失・水没等については、利用者の故意又は過失に起因するものに関しては利用者負担となります。それ以外の故障や電池の交換については、事業者の負担となります。

(6) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、指定期日までに下記の方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- 月締めでの利用者指定口座からの翌々月引き落とし

振替日は毎月4日となっております。（土日祝日は翌営業日）

※ 事業所では、原則として利用者指定口座からの引き落としとしており、契約時に別紙にて支払い方法についての説明を致します。

但し、他のお支払い方法への希望がある場合につきましてはご相談させていただきます。

5. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供にあたり、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

- ① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認めら

れる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

- ② 事業者からの訪問介護員の交替事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「4. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

- ② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させて頂きます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただく場合がございます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ご契約者もしくはその家族等に対しての宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他契約者もしくはその家族等に対する迷惑行為

6. 苦情の受付について

苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口（担当者）

管理者 : 上園 健二

受付時間 : 月～土曜日 8時30分～17時30分

電話番号 : 0994-41-3880

FAX 番号 : 0994-41-3881

※ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鹿屋市保健福祉部高齢福祉課地域支援係 所在地：〒893-8501 鹿児島県鹿屋市共栄町20番1号 電話番号：0994-43-2111 FAX 番号：0994-41-0701
鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護相談室 所在地：〒890-0064 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6番6号 鴨池南国ビル内 電話番号：099-213-5122 FAX 番号：099-250-4307
鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会 所在地：〒890-8517 鹿児島県鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター内 電話番号：099-286-2200 FAX 番号：099-257-5707

※ 苦情処理第三者委員

氏名	宇都宮 快昭
住所	〒893-1207 肝属郡肝付町新富191番地
電話番号	0994-65-2794
氏名	池畑 春生
住所	〒893-0026 鹿児島県鹿屋市祓川町4561-2番地
電話番号	0994-43-0315

・公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

7. サービス実施記録について

事業者は利用者に対する定期巡回サービス、随時対応サービスの実施について記録を作成し、5年間保管します。契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその記録物を交付するものとします。なお交付については別途費用が発生しますのでご了承ください。

8. 契約の終了

利用者は、事業者に対して1週間の予告期間をおいて、本契約を解約することができます。但し、利用者の急変、急な入院等やむを得ない事由が生じた場合は、予告期間が1週間以内の通知でも、本契約を解約することができます。また、契約書第19条（契約の解約及び終了）に該当する場合においても契約の解約及び終了することができます。

9. 感染症等発生時及び非常災害時の対応

感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みの観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等、また、感染症や災害が発生した場合は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を定めることとします。

10. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医：氏名、所属医療機関名等・所在地・電話番号（勤務先及び携帯）

家族等連絡先：氏名及び続柄、住所、電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

対応可能時間：24時間対応可能な体制を確保しております。

11. 事故発生時の対応

(1) 当事業所は、事故防止・対応を図るため、安全管理委員会を設置し、指針に基づき対応を図ります。

(2) サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13. 虐待の防止について

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：上園健二
-------------	----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決制度を整備しています。

④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(1) サービスの提供にあたり利用者等の生命または、身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与、その他の方法により利用者の行動を制限しないものとします。

(2) 緊急やむを得ず制限する場合は、利用者に対し事前に行動同制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明を行うものとします。また家族等に対しても同様の説明を行うものとします。

(3) 緊急やむを得ず制限を行った場合は、記録に次の事項を記載するものとします。

ア、利用者に対し行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間及び時間

イ、前項に基づく利用者に対する説明の時期および内容、その際の概要

ウ、前項に基づく利用者家族に対する説明の時期および内容、その際の概要

1 4. 身体的拘束の禁止

- (1) 原則として、利用者の自由を制限するような身体的拘束を行わないことを約束します。
ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- (2) 事業所は、虐待防止・身体的拘束等の適正化を図るため指針を整備し、また従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

1 5. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

<協力医療機関>

- ・名 称 : 医療法人 青仁会 池田病院
- ・住 所 : 鹿児島県鹿屋市下祓川町1830番地

<協力歯科医療機関>

- ・名 称 : 医療法人 青仁会 池田病院 歯科
- ・住 所 : 鹿児島県鹿屋市下祓川町1830番地

1 6. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご利用様に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業者の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 7. 加算料金について

① 初期加算

- ・利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき、30単位を加算する。

② 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数（加算を含む基本単位）×13.7%（1月につき）

- ・介護報酬改定による処遇改善に加えて、介護職員と他業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場として成長していくための加算
- ・介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために、例外的かつ経過的な取り扱いとして、介護職員処遇改善加算を創設する。（令和6年5月31日まで算定）

③ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数（加算を含む基本単位）×6.3%（1月につき）

- ・介護職員の確保・定着につなげていく為、現行加算（介護職員処遇改善加算）に加え、介護職員等特定処遇改善加算を創設し、経験・技能のある介護職員に重点化しつつ、職員の更なる処遇改善を進めるための加算（令和6年5月31日まで算定）

- ④ベースアップ等支援加算：所定単位数（加算を含む基本単位）×2.4%（1月につき）
 介護・障害福祉職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和4年10月臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度引き上げるための措置を講じるための加算。（令和6年5月31日まで算定）
- ⑤介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：所定単位数（加算を含む基本単位）×24.5%（1月につき）
 ・介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善の為の措置が出来るだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。（令和6年6月1日より算定）
- ⑥ サービス提供体制強化加算（区分支給限度基準額外）
 ・厚生労働省が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所が利用者に対し、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。）
 サービス提供体制加算（Ⅰ）イ 750単位（1月につき）
- ⑦ 総合マネジメント体制強化加算（区分支給限度基準額外）
 次に掲げる基準のいずれにも適合すること
 ・個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の他職種協働により、随時適切に見直しを行っていること。
 ・各サービスの特性に応じて、「病院又は診療所等に対し、日常的に情報提供等を行っている」「地域における活動への参加の機会が確保されている」
 ・地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。
 ・「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場となっていること（※）」「地域住民等、他事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること」「市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること」「地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること」（※は必須、事業所の特性に応じて1つ以上実施）
 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1,200単位（1月につき）
- ⑧ 定期巡回中山間地域等提供加算
 ・厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（運営規定より鹿屋市内で事業所より30分圏域）を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合（一月につき5%に相当する単位）
- ⑨ 生活機能向上連携加算
 ① 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位／月
 ・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業者又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（※病院にあっては、認可病床数200床未満のもの又

は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成(変更)する。

・当該理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行う。

② 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月

・訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設(※)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し、身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同して行う。

・計画作成責任者が生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成(変更)する。

⑩ 認知症専門ケア加算

① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位/日

・認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上

・認知症介護実践リーダー研修終了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は鹵数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施

・当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催

② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位/日

・認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施

・介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定

⑪ 口腔連携強化加算 50単位/回

・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

18. 合鍵の管理法等について

① 随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かる場合がございます。預かった鍵は事業所のキーボックスにて保管します。

② 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、ご通知いたします。

③ サービス終了時や返却のご要望があった場合はすみやかに返却いたします。

④ スペアキー作成の必要がある場合は、費用は利用者負担となります。

⑤ 合鍵の預かりの同意を、鍵預書にて行います。

19. 生産性向上の取り組み

事業所は、利用者の安全、介護サービス質の確保と、介護現場における生産性の向上のための以下の取り組みに努めていくものとする。

- 一 テレワークの取扱い等の介護サービス質の確保と職員負担軽減の取り組み
- 二 見守り機器等のテクノロジー導入による利用者の安全確保・職員間の役割の明確化など効率的なサービス提供への取り組み
- 三 生産性向上ガイドラインに基づいた継続的な改善活動の取り組み

この重要事項説明書は、平成28年4月1日より施行する。

平成29年4月1日より施行する。

平成30年4月1日より施行する。

令和元年10月1日より施行する。

令和3年4月1日より施行する。

令和4年4月1日より施行する。

令和4年10月1日より施行する。

令和5年10月1日より施行する。

令和6年4月1日より施行する。